

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ー今号の目次ー

- ◆ こども家庭審議会(第3回)が開催される(こども家庭庁)1

◆ こども家庭審議会(第3回)が開催される(こども家庭庁)

令和 5 年 11 月 22 日、「こども家庭審議会」(第 3 回)が開催されました。

「こども家庭審議会」は、内閣総理大臣またはこども家庭庁長官の諮問に応じて、「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項」や「こどもの権利利益の擁護に関する重要事項」などについて審議するために、こども家庭庁設置法に基づき、設置されています。

第 3 回では、「こども家庭審議会」としての政府に対する下記の答申案について、審議が行われました。

- ・ 今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて(答申)(案)
- ・ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」答申案
- ・ 「こどもの居場所づくりに関する指針」(答申案)

「こども大綱」については、9 月 25 日に開催された「こども家庭審議会(第 2 回)」以降、こども・若者や子育て当事者から意見を聴く取り組みを行い、その内容が反映されるとともに、意見募集(パブリックコメント)で寄せられた意見を踏まえたものとなっています。

また、「こども大綱」における目標、指標について、「こども家庭審議会」での議論を踏

まえて政府で検討するとされており、その検討状況が報告されています。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」（答申案）、「こどもの居場所づくりに関する指針」（答申案）についても、意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見を踏まえたものが審議されました。

こども家庭庁は、「こども大綱」等について年内に策定する方針としています。今回示された答申案は、「こども家庭審議会」において 12 月はじめに正式な答申としてまとめ、加藤鮎子こども政策担当大臣に提出することとしています。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム>会議等>こども家庭審議会>こども家庭審議会（第3回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/R9Kki5hg/>